

☎ ひとり親家庭医療費を助成します

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担分(高額医療費は除く)を助成します。

※所得制限があり、受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対して所得税が課税されている世帯などは、対象とならない場合があります。



◆助成の種類

【現物給付】受給者証を医療機関に示し、助成分を差し引いて支払う方法

【療養費払い】いったん自己負担分を支払い、後日役場で給付請求する方法(領収書が必要です)

※県外受診の場合は療養費払いになります。

◆申請時に必要なもの

【新規】(随時受付)

印かん、健康保険証

※転入の方など所得状況がわからない方は課税証明書の提出が必要です。

【更新】

印かん、健康保険証、申請書、受給者証、マイナンバーカード

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124

☎ 黒潮町食品加工業継続支援事業費補助金

町は、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守るため、食品衛生法第55条第1項に基づく許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設および機器の整備などを行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆対象者

町内で、令和6年6月1日より営業許可が必要となる業種(漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業)を営む事業者であること。

※法施行(令和6年6月1日)以降、新たに営業を開始する事業者を除く。

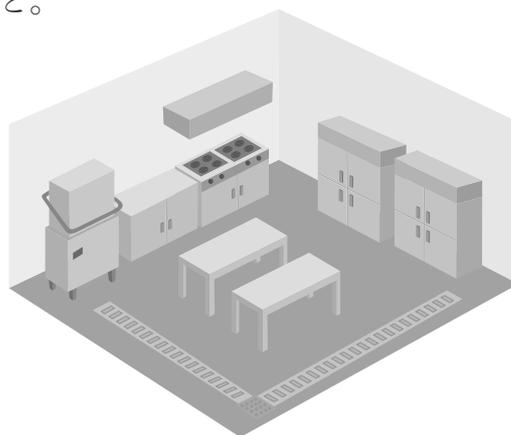
※県条例第4条に定める基準を満たすための事業であること。

※事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。

◆対象経費

営業許可取得に必要な、建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費(県条例第4条に定める基準を満たすために必要な建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費)

営業許可取得に必要な、機器等導入費(県条例第4条に定める基準を満たすために必要な機器等の導入に要する経費(消耗品および原材料を含む))



◆補助率および補助限度額

□補助率 2分の1以内

□補助限度額 ●個別施設※1…50万円/件

●共同施設※2…100万円/件(補助下限額10万円/件)

※1 個別施設とは、個人や法人が自らの事業のために利用する施設とする。

※2 共同施設とは、地域団体・グループなどが利用する施設とする。

◆事業期限 11月29日(金)まで(事業が完了するものに限る)

◆申請方法 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○申し込み・お問い合わせ 本庁 産業推進室 産業推進係 ☎43-2113